

入札件名：平成30年度地方創生に向けたスタートアップエコシステム整備促進に関する調査事業

本件に係る資料は、以下記載の資料番号1～15から構成されており、紙配付は行っていないため、統一資格審査申請・調達情報検索サイト及び中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

なお、入札説明会に参加の際は、各自、持参すること。

【統一資格審査申請・調達情報検索サイトからダウンロードする資料】

資料番号	資料名
1	入札公告
2	仕様書
3	評価項目一覧
4	契約書案

【中国経済産業局ホームページ（※）からダウンロードする資料】

資料番号	資料名
5	中国経済産業局入札心得 (総合評価落札方式 電子調達システム対応版)
6	予算決算及び会計令(抜粋)
7	応札資料作成要領
8	評価手順書(加算方式)
9	(様式1) 質問状
10	(様式2) 入札参加表明書【電子入札の場合】
11	(様式3) 入札書 [紙による入札の場合]
12	(様式4) 理由書 [紙による入札の場合]
13	(様式5) 委任状 [紙による入札の場合]
14	(様式6) 提案書ひな型
15	(様式7) 見積書

※http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html
(中国経済産業局>調達情報>入札公告関係資料>1. 総合評価落札方式)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。本公告に基づく入札については、関係法令、中国経済産業局入札心得（資料番号5、以下「入札心得」という。）及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

また、入開札手続は、原則、電子調達システムを利用するものとし、システム障害等が発生し電子調達システムが利用できない場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

平成30年9月14日

支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 井上 裕章

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成30年度地方創生に向けたスタートアップエコシステム整備促進に関する調査事業

(2) 仕様、履行期限及び納入場所等

別紙仕様書（資料番号2）のとおり。

(3) 入札方法

入札金額は、本件に関する総価で行う。

なお、本件については入札に併せて提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（資料番号6、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成28・29・30年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。

(3) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

資料番号1～15のとおり。本件に係る資料は以下の方法により入手することとし、入札説明会等での紙配付は行わないので注意すること。

ア. 表紙及び資料番号1～4

統一資格審査申請・調達情報検索サイトの「調達情報検索（日本語）」から「一般競争入札の入札公示（WTO対象外）」を選択し、必要な情報を入力又は選択し本件を検索の上、本件の「調達

資料」を必ずダウンロードすること。

<http://www.chotatujocho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

イ. 資料番号5～15

中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※1. 総合評価落札方式のものをダウンロード

(2) 入札説明会の日時及び場所

説明を希望する事業者に対して担当課より個別に説明を行う。

よって、希望日時を当課まで連絡すること。

中国経済産業局 総務企画部 企画調査課

電話 082-224-5626 (ダイヤルイン)

(3) 質問期限

平成30年9月18日(火) 17時00分

仕様書、提案書、評価項目一覧表等について質問等がある場合は、本公告末尾に記載の連絡先へ、様式1質問状(資料番号9)を添付しメールにて提出すること。

なお、電子調達システムを使用しての質問は不可とする。

(4) 提案書等・入札書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア. 提案書等・入札書の提出期限

平成30年9月19日(水) 17時00分

イ. 提案書等の提出場所及び提出方法

本公告末尾に記載の連絡先へ、以下に示す提案書等の資料を提出(持参)すること。

なお、提案書等の電子調達システムを使用しての提出は不可とする。

- ・提案書(紙資料7部、電子媒体(CD-R等)1部)

資料のサイズはA4判カラーにすること。ただし、特別に大きな図面等が必要な場合は、A3判にて提案書の中に折り込むこと。

- ・評価項目一覧(資料番号3)の提案書ページ番号欄に必要事項を記入したもの(提案書と同一部数)
- ・平成28・29・30年度競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一)の写し(1部)

ウ. 入札書の提出場所及び提出方法

【電子調達システムによる提出】

政府電子調達(GEPS)(<https://www.geps.go.jp/>)から「入札業務」へログイン後、「調達案件検索」から本件を検索し、まず「証明書・提案書等提出」画面にて様式2入札参加表明書(資料番号10、以下「表明書」という。)を提出し、次に「入札(見積)書提出」画面にて入札書を提出すること。

※電子調達システムにより入札書を提出するためには、先に「証明書・提案書等提出」画面にて表明書を提出しなければならないことに注意する。

[紙による提出]

やむを得ない理由により電子調達システムによる提出により難しい場合には、本公告末尾に記載の連絡先へ、提案書等と合わせて様式3入札書(資料番号11)及び様式4理由書(資料番号12)を紙により提出(持参)すること。

※入札書を入れる封筒には入札書のみを入れ、密封し、その封筒の表に入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び件名を記載して提出すること。提案書等の他の資料は同封しない。

エ. 留意点

- ・代理人による入札の場合、電子調達システムにより入札書を提出する者は同システムで定める委任手続を行い、紙により入札書を提出する者は様式5委任状（資料番号13）を提出すること。
- ・提案書等は、応札資料作成要領（資料番号7）及び様式6提案書ひな型（資料番号14）を確認の上作成すること。
- ・提出した提案書等・入札書は、変更及び取消しをすることができず、また、返却は行わない。
- ・提案書等の作成に要する費用は入札者の負担とする。
- ・提出した提案書等について中国経済産業局から説明を求められた場合は、入札者の責任において速やかに説明しなければならない。

(5) 入札者による提案書等の説明（プレゼンテーション）

プレゼンテーションは実施しない。

(6) 開札の日時及び場所

平成30年9月25日（火）13時30分

広島県広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 第2会議室（広島合同庁舎2号館2階）

開札を行った結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

その場合、紙により入札書を提出した者は上記の開札場所において、電子調達システムにより入札書を提出した者は同システムにおいて再度の入札を行うこと。

なお、再度入札の提出期限までに入札のない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

※電子調達システムにより入札書を提出した者は、同システムの『入札（見積、落札）状況確認』画面及び『開札結果確認』画面にて、開札の状況を確認できる。

(7) 電子調達システムの利用範囲

電子調達システムは、上記（4）ウ. 入札書の提出場所及び提出方法並びに（6）開札の日時及び場所のみ利用するものとし、それ以外の機能については利用不可とする。

4. 入札の無効

入札心得第11条に該当する入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

入札心得第14条から第16条に基づき落札者を決定する。

なお、総合評価点の点数配分は以下のとおり。評価方法の詳細については評価手順書（加算方式）（資料番号8）を参照のこと。

総合評価点＝技術点（100点）＋価格点（50点）

6. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

7. 見積書及び契約書

(1) 見積書の提出

落札者は、見積書及び単価設定の根拠資料を直ちに提出すること。作成に当たっては、様式7見積書（資料番号15）を参考とすること。

(2) 契約書

落札者は、契約書案（資料番号4）をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上入札すること。

○委託契約書条文（概算契約）

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※3. 契約書等フォーマット 委託契約書条文をダウンロード

8. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9. 問合せ先

(1) 電子調達システムに関する照会先（操作方法等）

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-014-889（ナビダイヤル）

017-731-3177（IP電話等を御利用の場合）

FAX 017-731-3178

受付時間 平日8時30分～18時30分（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年始年末を除く。）

URL https://www.geps.go.jp/contact_us

(2) その他、本件に関する連絡先（提案書等、紙による入札書、質問状等の提出先）

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 総務企画部 企画調査課

担当者：齋藤 拓也

電話 082-224-5626（ダイヤルイン）

E-mail saito-takuya@meti.go.jp

仕様書

1. 件名

平成30年度地方創生に向けたスタートアップエコシステム整備促進に関する調査事業

2. 目的

人口減少局面に入った日本においては既存市場の縮小が見込まれており、それを打開するための地方創生の実現が求められている。そのような中、既存市場の拡大だけではなく、新たな市場開拓を目指した事業創出の重要性が高まっており、事業創出だけではなく、事業が連続して産まれる環境整備を目的としたエコシステム構築の取組が必要である。

近年、世界的にも直接金融の領域が拡大し、日本においても直接金融の領域において、首都圏等を中心に資金調達が行われ、新たな市場開拓を目指すビジネスが産まれている。中国地域においても、地域のロールモデルとなる、新たな市場を開拓目指すスタートアップが産まれており、そのようなスタートアップを創出するためのエコシステム構築に向けた取組を官民が展開している。このような取組を促進することで、人口減少を打開する地方創生実現に向けた地域経済の動きを加速させる必要がある。

本事業は、上記のような取組を各地域に広げ、UIJターン者をベースとした事業創出や、地域内でスタートアップが成長を目指す環境を整備するにあたり、資金調達環境や、現在の取組など基礎的な情報を整理するとともに、地域のエコシステムにおける地域の中核となる企業の在り方や、今後の課題等を整理することにより、中国地域において地方創生実現に向けたスタートアップエコシステム構築・加速化を目指す。

3. 事業期間

委託契約締結日から平成31年2月28日まで

4. 事業の内容及び方法

提案者は、下記の事業内容について、具体的な実施内容・方法を企画提案すること。

(1) 基礎調査

地方創生に向けたスタートアップエコシステム整備促進に向けて、基礎的な情報を、文献、WEB情報、各種データベース等の公開情報から収集や、ヒアリング等を通じて現状を把握するとともに、課題を整理する。調査項目は以下に加え、さらに効果を上げるために追加すべき項目を含めて提案書に記載すること。

(調査項目)

- スタートアップの定義（中小企業との違い等）と地方創生における必要性
- 世界・日本におけるスタートアップを取り巻く環境
- 首都圏と地域における資金調達環境、スタートアップとなる人材の供給力、スタートアップ事業の性質等の違いについて
- 全国及び中国地域における様々な分野のスタートアップの現状ヒアリング（UIJ ターン者や地域事業を継続するロールモデル等）（全国5事例程度、中国地域15事例程度）
- 全国及び中国地域における事業創造への取組の現状ヒアリング（全国5事例程度、中国地域8事例程度）

(2) アンケートによる意識調査

中国地域における地方創生に向けたスタートアップエコシステム整備促進に関する、以下の者の意識や現状の取組等について調査・分析し、必要な作業を行い、調査結果として取りまとめる。調査項目は以下に加え、さらに効果を上げるために追加すべき項目を含めて提案書に記載すること。

(調査対象例)

- 都道府県（5）・市区町村（107）・金融機関（10社程度）・大学（10校程度）・企業（250社程度）

(関連作業)

- アンケート調査票の作成、アンケートの郵送、回収及び調査結果の集計・分析等

(調査項目例)

- スタートアップ、新規事業開発やエコシステム構築に関する理解
- 上記に係る各者の取組
- 上記に係る各者の関心、今後の展開

(3) 有識者ヒアリング

調査結果を踏まえ、課題等を取りまとめ、スタートアップ分野の有識者（5名程度）から、地方創生に向けたスタートアップエコシステム整備の方向性について示唆を得ること、今後の提言として報告書にまとめる。

(4) 留意事項

- ①全ての業務内容について、中国経済産業局総務企画部企画調査課（以下、局）と密に連絡を取り合い、協議、相談しながら進め、疑義等が生じた場合は、局と協議の上、迅速に問題解決を図ること。また、適宜（月1回程度）、進行状況を報告すること。特に、事

例収集先、アンケートの質問項目等、調査内容については事前に局と協議すること。

- ②事業全体のスケジュールについて可視化し、局や、関係者と調整を行い、事業開始時及び随時局に提示すること。
- ③各事業について、関係機関への働きかけ、調整等を実施すること。
- ④調査対象先に係る情報（氏名、所属、連絡先等）の管理や、調査に必要な資料の印刷・配布など業務を行うこと。
- ⑤事業の進捗について中間取りまとめを行い、事業実施報告書作成の進捗管理を行うこと。
- ⑥事業実施報告書作成に当たっては、デザイン等に留意し、読み手を意識した報告書作成を目指すこと。

5. 成果物

・事業実施報告書

－報告書データ（PDF）、基礎調査において収集した各種資料及びヒアリング概要、検討において使用した資料又はデータ、アンケート回答、アンケート取りまとめ結果等を収録した電子媒体一式（CD-R もしくは DVD-R に収納したデータ）

6. 納入期限

平成31年2月28日（木）

7. 納入場所

中国経済産業局総務企画部企画調査課

8. その他

- （1）業務の遂行に於いて疑義が生じた場合は、局担当官と協議し、その指示に迅速かつ的確に従うものとする。
- （2）事業者及び事業遂行者は、業務の遂行に際して知り得た情報等について、いかなる理由をもっても業務期間中及び業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。また、受託者は情報漏洩に対する措置を講じること。